

VI 連携型高等学校の特別入学者選抜

第1 募 集

1 応募資格

連携する中学校を原則として令和2年3月卒業見込みの者で、連携する中学校の校長の承認を得た者

2 連携型高等学校の特別入学者選抜を実施する学校、連携する中学校及び入学許可候補者の予定人員

- (1) 実施する高等学校
千葉県立関宿高等学校
- (2) 連携する中学校
野田市立関宿中学校、野田市立二川中学校、野田市立木間ヶ瀬中学校
- (3) 入学許可候補者の予定人員
募集定員の70%程度

第2 出 願

1 総 則

- (1) 連携型高等学校への出願に当たっては、規則（別記2、74ページ参照）に基づいて、志願しなければならない。
- (2) 県の内外を問わず、他の公立高等学校を併願してはならない。
なお、併願した場合は、入学志願、入学許可を取り消すものとする。
- (3) 埼玉県又は茨城県の本県隣接学区内に居住する者の志願については、隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定による。
- (4) 上記(3)に定める者のほか、規則第3条に定める志願者及び保護者の居住する市町村と連携する中学校の所在する市町村とが同一学区内でない者並びに埼玉県及び茨城県から志願する者は、規則第5条及び規程第2条の規定により、連携型高等学校の校長の承認を受けなければならない。
- (5) 上記(4)に該当し、連携型高等学校の校長の承認を受けようとする者は、規程第3条の規定により、次の「2 出願書類等」の表中(6)、(7)及び(8)の書類を、連携型高等学校の校長に提出して、承認を受けなければならない。

2 出願書類等

書 類 等	摘 要
(1) 入学願書・収入証紙貼付票・受検票・入学願書等受理証	所定の用紙（別紙4）に所要事項を記入すること。 入学検査料については、収入証紙貼付票に、2,200円分の県収入証紙を貼付すること。 写真貼付欄に、写真2枚（縦4cm×横3cm、正面上半身脱帽、令和元年12月1日以降に撮影したもの。カラー・白黒いずれも可）を貼付すること。
(2) 志願理由証明書	所定の様式（様式3の(2)）で作成すること。
(3) 連携型高等学校において別に定める書類	連携型高等学校の校長が定める様式で作成すること。
(4) 選抜結果通知用封筒	82円 切手（料金改定があったときは、改定後の料金の切手）を貼った定形（長形3号）の封筒に志願者の住所、氏名及び郵便番号を表記すること。
(5) 自己申告書	以下について説明することを希望する者は、所定の様式（様式4）で作成し、封をして提出すること。また、原則として志願者本人が記入すること。 ・「欠席が多い理由」（年間の欠席日数が30日以上の場合とする。） ・「障害があることによつて生ずる事柄」 ・「特に説明しようとする事柄」
(6) 千葉県県立高等学校入学志願証明書	「VI 連携型高等学校の特別入学者選抜」の「第2 出願」の1の(5)に該当する者は、当該高等学校を志願することのやむを得ない事情を証する在籍（出身）中学校長等の証明書（様式15）を提出すること。
(7) 誓約書	「VI 連携型高等学校の特別入学者選抜」の「第2 出願」の1の(5)に該当する者は、入学後当該学区内から通学させる旨を証する保護者の誓約書（様式16）を提出すること。
(8) 必要に応じて提出する書類	「VI 連携型高等学校の特別入学者選抜」の「第2 出願」の1の(5)に該当する者のうち、特にやむを得ない事情のある者は、事情説明書、身元引受人承諾書等の千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項に定める書類及びその他当該高等学校の校長が必要と認める書類を提出すること。事情説明書及び身元引受人承諾書の様式は、別に定める。

上記の82円切手は、郵便料金改定のため84円切手とする。

3 出願手続

- (1) 志願者は、出願書類等を在籍する中学校の校長の確認を経て、志願する連携型高等学校の校長に提出しなければならない。
- (2) 出願書類等の提出期間及び受付時間
「I 前期選抜」の「第2 出願」の3の(2)に定めるところによる。

第3 連携型高等学校において別に定める書類

志願する連携型高等学校の校長が定める様式で作成し、志願する連携型高等学校の校長に提出する。

第4 自己申告書(様式4)の提出

「I 前期選抜」の「第3 調査書並びに学習成績分布表及び個人成績一覧表等」の3に定めるところによる。

第5 受検票等の交付

連携型高等学校の校長は、出願書類等の受理が完了した後、所定の受検票及び入学願書等受理証を交付し、その他の書類についても受理証(高等学校の定める様式)を交付する。

第6 検 査

1 検査期日

令和2年2月12日(水)、2月13日(木)

2 検査場所

志願した連携型高等学校

3 学力検査等の内容

- (1) 第1日の検査
学力検査を実施する。

期日	区分	教 科	時 間	配 点
第1日(2月12日(水))		国語・数学・英語	各教科50分	各教科100点

注 国語の問題は、放送による聞き取り検査を含む。また、英語の問題は、放送によるリスニングテストを含む。

- (2) 第2日の検査
面接を実施する。

4 検査時間割

第1日(2月12日(水))		第2日(2月13日(木))	
時 間	検 査 等	時 間	検 査 等
8:45	集 合	8:45	集 合
8:45~8:55	受付・点呼	8:45~8:55	受付・点呼
8:55~9:10	注意事項伝達	8:55~9:10	注意事項伝達
9:20	検査室着席完了	9:25~	検 査
9:25~10:15	国 語	※ 第2日の検査の時間等については、連携型高等学校が別に定める。	
10:30	検査室着席完了		
10:35~11:25	数 学		
11:40	検査室着席完了		
11:45~12:35	英 語		

5 受検者心得

- (1) 受検票を必ず持参すること。
- (2) 当日、午前8時45分までに志願した連携型高等学校に集合すること。
- (3) 筆記用具(鉛筆(シャープペンシル可)・三角定規一組(角度の目盛りのないもの)・コンパス・消しゴム)、弁当(弁当については連携型高等学校が定める。)及び上履きを持参すること。ただし、下敷きは、持参しないこと。
- (4) 時計を携帯する場合は、時計機能のみのものであること。
- (5) 携帯電話等は、検査室に持ち込まないこと。
- (6) 検査室内では、物の貸借はしないこと。
- (7) 携帯品、その他留意事項については、連携型高等学校において実施する検査の内容により、別に定めた指示に従うこと。

第7 選 抜 方 法

- 1 連携する中学校の校長から送付された志願理由証明書、連携型高等学校において別に定める書類等の審査及び連携型高等学校において実施した検査の結果を資料とし、連携型高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。
- 2 「欠席が多い理由」、「障害があることによって生ずる事柄」又は「特に説明しようとする事柄」について説明するために、志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜の資料に加えることができる。ただし、提出されたことにより、不利益な取扱いをすることのないよう十分に留意する。
- 3 連携型高等学校の校長は、必要のある場合には、出願書類等(自己申告書を除く。)の内容について、連携する中学校の校長に照会することができる。
- 4 連携型高等学校の特別入学者選抜の選抜・評価方法は、令和元年10月18日(金)より1年間、当該高等学校の Web ページにおいて公表する。詳細は、別に定める。

第8 選抜結果の発表、通知及び入学の確約

「I 前期選抜」の「第7 選抜結果の発表、通知及び入学の確約」に定めるところによる。

第9 入学許可候補者の発表

「I 前期選抜」の「第8 入学許可候補者の発表」に定めるところによる。

第10 入学許可候補者に内定しなかった者の取扱い

「I 前期選抜」の「第9 入学許可候補者に内定しなかった者の取扱い」に定めるところによる。

第11 そ の 他

- 1 志願を取り消す者及び入学を辞退する者が出た場合には、連携する中学校の校長は、速やかに文書(様式6の(1)又は(2))により当該受検者の志願した連携型高等学校の校長に連絡しなければならない。
なお、志願を取り消そうとする者が、令和2年2月18日(火)正午までに志願取消しの手続をせず、入学許可候補者に内定した者として発表された場合は、「VII 後期選抜」、「IX 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第2 二期入学者選抜」及び「XI 通信制の課程の入学者選抜」の「第2 二期入学者選抜」を志願できない。
- 2 難聴のため、国語の聞き取り検査及び英語のリスニングテストの受検が困難であると認められる生徒に対する措置については、別記9(87ページ参照)により、特別配慮申請書を提出することができる。
障害があるため通常の方法では受検が困難であると認められる生徒に対する措置については、別記10(87ページ参照)により、特別配慮申請書を提出することができる。
また、障害のある生徒の入学者選抜に当たっては、障害があることにより、不利益な取扱いをすることのないよう十分に留意する。
- 3 入国後の在日期間が3年以内の外国籍の者等で、学力検査問題にルビ振りを必要とする志願者に対する措置については、別記11(88ページ参照)により、特別配慮申請書を提出することができる。
- 4 この要項に定めるもののほか、「VI 連携型高等学校の特別入学者選抜」に必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、県教育長がこれを定める。